

平成30年度歳出概算要求額明細表

19 内閣府所管(拉致被害者等支援担当室)

(単位:千円)

要求 番号	事 項	前 予 年 算 度 額	3 0 年 度 概 算 要 求 額		対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
	010 内閣本府					
	010 内閣本府共通費					
1	21-95 拉致被害者等の支援に必要な経費	349,012	356,939		7,927	<p>24年度 25年度 26年度 27年度 28年度</p> <p>予 算 額 (34,308) (33,313) (34,856) (326,878) (336,694) (34,308 33,313 34,856 326,878 336,694</p> <p>(要求要旨)</p> <p>「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」(平成14年法律第143号)に基づく 拉致被害者等給付金等の支給及び生活相談等に必要な経費である。</p>
	95199-2609-06-5115 拉致被害者等給付金及滞在援助金	254,288	262,215		7,927	<p>(義務的性格の根拠)北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律</p> <p>(1) 拉致被害者等給付金及び滞在援助金 57,338(60,938)</p> <p>(ア) 拉致被害者等給付金及び滞在援助金 42,480(45,360)</p> <p>(イ) 拉致被害者等給付金の地域間の調整 2,070(2,070)</p> <p>(ウ) 子供の配偶者等に対する扶養加算 1,320(1,320)</p> <p>(エ) 初月加算 11,468(12,188)</p> <p>(2) 老齢給付金 55,535(52,154)</p> <p>(ア) 定期金 43,269(39,888)</p> <p>(イ) 一時金 12,266(12,266)</p> <p>(3) 拉致被害者の子供の国民年金保険料の追納支援 56,594(52,292)</p> <p>(4) 65歳超国民年金相当額特別給付金 56,435(52,591)</p> <p>(5) 北朝鮮にとどまった親族に対する治療・療養の支援 14,560(14,560)</p> <p>(6) 親族訪問費用の支援 21,753(21,753)</p> <p>計 262,215(254,288)</p>
	95016-2125-14-0223 拉致被害者等生活相談等事務委託費	94,724	94,724		0	<p>帰国被害者等自立・社会適応促進事業の実施事務委託</p> <p>(帰国家族分(2県・3市))</p> <p>1.新潟県・福井県</p> <p>(1) 現地調査旅費 3人 2回 @11,088 3市 200(200)</p> <p>(2) 国・自治体連絡会議出席旅費 3人 2回 @40,114 2県 481(481)</p> <p>(3) 印刷製本費 50部 1回 @1,000 2県 1.08 108(108)</p>

内(本)

要求 番号	事 項	前 予 算 額	3 0 年 度 概 算 要 求 額	対 前 年 度 比 較 増 減	備 考
					2 . 柏崎市・佐渡市・小浜市 4,218(4,218) 3市 @1,406,000 3 . 佐渡市 高齢の日本語が不自由な拉致被害者等の支援 758(758) 諸謝金 @9,000 50週 450(450) 活動旅費 @3,750 50週 188(188) 活動推進費 @10,000 12月 120(120) (未帰国家族分) 88,959(88,959) 1 . 県分 11,518(11,518) 2 . 市町村分 75,168(75,168) 12市 @6,264,000 3 . 3市と仮定 高齢の日本語が不自由な拉致被害者等の支援 【未帰国拉致被害者の3名の各配偶者と仮定】 2,273(2,273) 諸謝金 @9,000 50週 3市 1,350(1,350) 活動旅費 @3,750 50週 3市 563(563) 活動推進費 @10,000 12月 3市 360(360) (帰国家族分 + 未帰国家族分 合計) 94,724 (94,724)